

乙部町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

【令和6年度 実施状況】

令和7年11月

乙 部 町

1 報告書作成趣旨

乙部町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく計画として、令和5年3月に乙部町地球温暖化対策実行計画を策定した。

この中で、地方公共団体が自らの施設や事業活動から排出される温室効果ガスの削減について「事務事業編」として策定しており、平成25年度（2013年度）を基準年とし、目標年度である令和12年度（2030年度）時点で温室効果ガス排出量の削減目標を53%としている。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス総排出量を含む計画の実施状況について、毎年公表することが義務づけられている。

なお、基準年度の総排出量から削減目標を設定しているが、施設の除却や新設、運営方式の変更等により対象施設にも変化が生じていることから、当初計画との対比に加え、当該年度の対象施設とも比較を行った。

2 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素）

(1) 当初計画との比較

種 別	平成25年度 (基準年度)	令和6年度	令和 12 年度 (目標年度)	増減率
電 気	840.1	611.8	313.1	△ 27.18%
灯 油	366.6	317.6	303.0	△ 13.37%
A 重 油	527.4	109.1	169.3	△ 79.31%
L P G	14.6	6.4	27.0	△ 56.16%
ガソリン	26.1	37.7	18.6	44.44%
軽 油	47.6	42.3	22.1	△ 11.13%
合 計	1,822.3	1,124.9	853.0	△ 38.27%

※端数処理の結果、合計値が一致しない場合があります。

(2) 令和6年度算定対象施設との比較

種 別	平成25年度 (基準年度)	令和6年度	増減率
電 気	842.5	596.4	△ 29.21%
灯 油	241.4	280.6	16.24%
A 重 油	187.0	109.1	△ 41.66%
L P G	7.1	6.4	△ 9.86%
ガソリン	31.3	33.0	5.43%
軽 油	46.2	29.2	△ 36.8%
合 計	1,355.5	1,054.6	△ 22.2%

※端数処理の結果、合計値が一致しない場合があります。

※算定対象施設の増減を反映した数値

3 計画の点検評価

令和6年度における乙部町の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量は1,124.9t-CO₂で、基準年度と比較し38.27%の減少となったが、施設の除却や新設、運営方式の変更等により対象施設にも変化が生じていることから、令和6年度において事務事業編に係る対象施設の精査を行い、当該施設について基準年度との対比を行った結果では22.2%の減少となっている。

省エネ対策については、電力使用量を大きく削減できる照明のLED化については、平成30年度及び令和元年度に役場庁舎や小学校、中学校など規模の大きい施設で実施し、電力使用量を大きく削減できたが、気候変動による夏季の高温対策のための空調設備の導入、稼働により使用電力量が増加している施設もある。

創エネについては、令和6年度に公共施設初となる太陽光発電設備を新築した防災備蓄センターに設置を行ったほか、令和7年度着工、令和8年度供用開始予定の保育園施設へ大規模な太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を行うことによりエネルギー消費量の削減率139%を達成し、『ZEB』認証を取得している。

令和6年度着工の新学校給食センターについては、施設の更新に伴い脱炭素化を図るため、大部分の設備の電化を行ったが、現行の設備基準での設計となることから、エネルギー使用量の増加が懸念される。しかしながら、新保育園施設で稼働する太陽光による発電電力は、保育園では消費しきれないことから、隣接する学校給食センターへ電力を供給することにより給食センターの電力使用量の削減が図られるものと推測する。

太陽光発電設備の整備については、野立て可能な用地が少ないことから、施設の屋根への太陽光パネルの設置が考えられるが、既存施設へのパネル設置については構造の障壁などの課題がある。

今後においても、施設設備の修繕や更新の際には、照明のLED化や高効率設備の導入など、省エネを促進するとともに、創エネの設備の導入について検討を進め、温室効果ガスの排出削減を図る。